

京都家庭裁判所委員会議事内容

1 日 時 平成17年5月26日(木)午後1時30分～4時30分

2 場 所 京都家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員)

佐竹幸夫委員，杉山久美子委員，田中雅郎委員，中山順子委員，西山慶一委員，樋口修委員，三木澄子委員，光井正人委員，山下徹朗委員，安保千秋委員，山本昇委員，南敏文委員，森野俊彦委員

(京都家庭裁判所職員)

島田首席家庭裁判所調査官，田村家事首席書記官，辻少年首席書記官，中田事務局長，新屋事務局次長，山本総務課長，加瀬総務課課長補佐，植田主任書記官

4 議事概要

・ 委員長あいさつ

本日は，前回，委員から提案があった受付相談における情報発信の工夫について，裁判所からの検討結果を説明させていただき，次に，本日のメインテーマである成年後見制度について意見交換願いたい。

最近，新聞等で，認知症の姉妹に不要な耐震工事を勧誘し，多額の請負代金を支払わせた事案が報道され，成年後見制度の国民に対するアピールの必要性が指摘されている。成年後見制度の運用について，社会的に大きな関心が持たれている状況の中で，本日このテーマについて御討議いただくことは，誠に時宜を得たものと思われる。

まず，成年後見制度の概要を説明させていただき，その後，意見交換をお願いします。

・ ホームページに掲載した前回の議事概要等に関する質疑応答

現在の形で継続して掲載することで了承された。

・ 受付相談における情報発信の工夫について

ア 裁判所からの説明

前回の家裁委員会で，家事相談及び受付の現状について御討議いただいた際に，裁判所では相談に応じられない相談について，適切に次の相談窓口につなげるようにすべきである，家庭裁判所ではこういうことができるということを，行政機関等が行っている各相談窓口インフォメーションすべきであるとの御意見を頂戴した。

そこで，当庁において，行政機関等が実施している相談窓口を，「無料法律相談一

覧」,「女性のための相談機関」及び「その他の機関」に分けてリストアップした書面を作成した。次に,各相談窓口担当者向けと利用者向けの,裁判所における家事相談の概要を解説した書面を作成した。

これらの書面は,リストアップされた各相談機関にも配布したいと考えている。

イ 意見交換

- ・ 裁判所の受付相談というのは,あくまで申立手続に関する説明を行うというもので,例えば離婚するというような意思決定にかかわる事柄については,各相談所を紹介するという方向のようだが,紹介されている各相談機関で,きちんとした相談に乗ってもらえるかというところが気になる。

また,各相談機関の相談時間のほとんどが昼間になっており,夜間相談があまり多くないように思われる。

- ・ 裁判所としても,手続を説明する前提として,ある程度相談の中身についても聞いている。その上で,どのような手続があるかを説明して,どの手続を取るかについては,相談を受けられる方の判断にお任せすることになっている。

また,一部の裁判所において,曜日を決めてではあるが,夜間の受付相談も実施している。

- ・ 資料に掲載されている相談が有料か無料かについての情報を,盛り込んでいただきたい。

また,相談対象者が限られているものや,同一の機関が行っている相談であっても,相談内容により,曜日が分けられているものもあるようなので,その点についての情報も収集していただきたい。

それから,来年には,日本司法支援センターの業務が開始され,現行の法律扶助制度等も変更されることから,それらの情報も盛り込んでいただきたい。

- ・ 成年後見制度の現状について

ア 裁判所からの成年後見制度の概要説明

成年後見制度は平成12年4月の制度の導入以来,利用者にわかりやすく適正,迅速な手続の進行に勤めてきたが,高齢化社会を迎えて,今後ともこの制度の利用者が増加することが予想される。そこで,今回,当庁における,この制度の運用状況を御説明させていただき,利用者の視点から御意見を頂戴したい。

討議を始めるに当たり,まず,成年後見制度の概要と,当庁における事件の状況

について説明させていただく。

- ・ 成年後見制度は、精神上的の障害などにより、判断能力が欠けている、あるいは不十分な方、具体的には、認知症の高齢者、知的障害者、精神障害者などのために、契約を代わりに行ったり、本人が不利益な契約を結んでしまった場合に、これを取り消すなどして、保護、支援する制度である。

この制度は、高齢化社会を迎え、認知・記憶等に障害のある高齢者が、増加してきたことを見据えて、これらの方々の財産を狙った悪徳商法などが社会問題化したことをきっかけに、その財産を保護するとともに、併せて福祉を充実させようとする社会的な要請が高まってきたことを受けて、今までの禁治産や準禁治産という制度を、時代に即応した制度にするために、施行されたものである。

- ・ 成年後見制度の基本的な理念は、本人保護を源としている。

まず、本人の意志を尊重し、本人が自分で決定する「自己決定権の尊重」がその理念とされている。例えば、補助人や保佐人に代理権を与えるためには、本人の同意が必要なこともその理念の一つの表れである。また、日常品の取引には取消ができないなど、本人の意志を尊重する考えが取り入れられている。

次に、障害のある人も、家庭や地域で通常の生活をすることができる社会を作ろうという「ノーマライゼーション」も理念の一つである。

さらに、本人の残された能力を活かすという、「残存能力の活用」もその理念として掲げられている。

- ・ 成年後見制度の概要について説明する。

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度がある。

法定後見制度は、いわば「転んでからの杖」というべきものであり、任意後見制度は、今回新たに設けられた当事者間の契約による後見制度で、いわば「転ばぬ先の杖」と言えるものである。

- ・ 法定後見制度は、判断能力の程度によって、「後見」、「保佐」、「補助」の3つのタイプに分けられている。

後見とは、精神障害により、判断能力を常に欠く状況にある方を保護の対象とする制度である。日常に必要な買物も自分ではできず、誰かに代わってしてもらう必要がある程度の方が対象となる。

後見が開始されると、成年後見人が選任される。成年後見人は、本人の行為全

般について本人を代理することができ、本人がした法律行為を取り消すことができる。

保佐とは、精神上の障害により、判断能力が著しく不十分な方を保護の対象とする制度である。日常の買物はできるが、不動産や自動車の売買契約、自宅の増改築や金銭の貸し借りといった重要な財産行為は、自分ではできないという程度の判断能力を有する方が対象となる。

保佐が開始されると、保佐人が選定される。本人が行う重要な財産行為については、保佐人の同意が必要とされ、本人又は保佐人は、本人が保佐人の同意を得ないで行った重要な法律行為を取り消すことができる。

補助とは、軽度の精神上の障害により、判断能力が不十分な方を保護の対象とする制度である。重要な財産行為は、自分でできるかもしれないが、できるかどうか危ういので、本人の利益のためには、誰かに代わってもらった方がよいという制度の方が対象となる。

補助が開始されると、補助人が選定される。補助人には、本人を代理したり、本人が取引をするについて同意する権限が与えられる。代理権や同意権の範囲、内容は、裁判所が個々の事案に応じて決定することとなる。

- ・ 任意後見制度は、精神上の障害により、判断能力が低下する場合に備えて、本人が、あらかじめ公正証書により、後見人となるべき者やその権限を定めた後見契約を締結しておき、本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所が、任意後見人を監督する任意後見監督人を選任することで、契約の効力を生じさせる制度である。

家庭裁判所が任意後見契約の効力を生じさせることができるのは、本人の判断能力が、少なくとも法定後見制度にいう、「補助」に該当する程度以上に不十分な場合である。

- ・ 成年後見人等が行う法律行為には、介護契約などの身上介護を目的とするものがある。売買契約、賃貸借契約等の財産管理に関するものであっても、本人の身上に関連する事項が多いため、成年後見人等には、本人の身上に配慮して、その事務を遂行すべき一般的な責務を果たすことが求められている。
- ・ 法定後見手続は、概括的には、家事相談、申立て、調査官による調査、鑑定、審判と進められる。

家事相談では、制度の概略や申立てに必要な書類を具体的に示して説明を行う。

申立ては、本人の住所を管轄する家庭裁判所に行く。家庭裁判所では、申立書の記載以外にも、成年後見制度の重要なポイントを記載した書面に基づいて説明、助言を行っている。

受付から事件が部に配付されると、係書記官による、申立書の記載内容と添付された書面などの審査を経て、裁判官が家庭裁判所調査官に対し調査命令を発する。

家庭裁判所調査官は、申立人や後見人候補者などに対して、財産の状況や今後の財産管理事務の見通しを把握するために、書面照会、電話照会、面接を行う。

これらの方法により、家庭裁判所調査官は、後見等が開始できるか、後見人等の候補者が本当にふさわしい者か、本人の財産関係について親族間に争いがないか等についてあるかどうか等について調査する。

調査に引き続いて、あるいは調査と並行して、鑑定が行われる。後見等が開始されると、本人は、契約等の法律行為を行うことについて制約を受けるだけでなく、選挙権がなくなったり、取締役や公務員になれないなど、本人の生活に大きな影響が生じるため、医学上の判断を得て慎重を期するために行われるものである。

鑑定は、本人の主治医に依頼することが多く、費用は、大体5万円から10万円程度である。

家事審判官（裁判官）は、調査及び鑑定の結果に基づき、後見等の手続を開始すべきか、誰を後見人に選任すべきかを判断し、審判を行う。

- ・ 後見等が開始された場合、家庭裁判所は、後見人等に対し、後見事務等に関して報告させたり、本人の財産状況を調査することができるほか、その事務について必要な処分を命じることができる。これを後見監督という。

後見人等が不正な行為をするなど、その任務に適しない事由があるときには、家庭裁判所は後見人等を解任することができる。

- ・ 全国の成年後見開始事件の新受件数は、平成13年度に8816件であったが、平成16年度には1万4643件と急増している。

後見監督事件についても非常に増加しており、平成13年度に7096件であったが、平成16年には3.6倍の2万5396件に上っている。

- ・ 当庁においても、成年後見開始事件は急増しており、平成13年度に131件であったものが、昨年度は315件と2.4倍になっており、全国での約1.7倍の増加と比べて相当急激な増加となっている。

後見監督事件についても、平成13年度が122件であったものが、平成16年度には550件となっており、平成17年度には前年度に開始した約300件が加わることになるため、800件を超えることが予想される。

- ・ 後見等の終局区分について、全国と当庁とを比較すると、大きな違いはなく、申立てがあった事件について、全国では81%、当庁では85%が認容されている。
- ・ 申立から終局までの審理期間について、当庁では、全国よりも1か月以内、1～2か月で終局している事件はやや少ないものの、2～3か月以内に終局している件数が多くなり、全体としては、若干早めに処理されているといえる。
- ・ 鑑定費用については、5万円以下が全国では37.2%であるが、当庁では約60%となっており、より低額で鑑定が行われているケースが多い。
- ・ 事件本人とどのような関係の者が後見人に選任されているかについては、親族関係者が選任されているケースが、全国では約83%に上っているものの、当庁では66%と比較的少なくなっている。これは、当庁においては、本人を囲む親族の間に紛争が生じているなど、財産管理等の事務が難しい事案が多いことを示唆しているものと見られる。

イ 意見交換

- ・ この制度を利用している認知症、知的障害者及び精神障害者の内訳は、どのようになっているか。また、親族以外の弁護士、司法書士、社会福祉司が後見人等に就任している理由は何か。
- ・ 対象者の状況について、統計的なものはないが、やはり認知症の方が多いと感じている。

後見人として、弁護士、司法書士や社会福祉司が多いのは、申立ての段階から、種々の紛争があつて訴訟が待ち構えている場合や、本人が、非常に高額な財産を有しているが、財産関係が複雑なため弁護士を選任した方がよいケースや、不動産関係の取引がすぐに待ち構えているため、司法書士を選任することが適当な場合、本人が現在収容されている施設を変える必要があるため、社会福祉司を選任

して適切に処理してもらいたいケースなど、全体としては、いずれも親族間では適切な後見人が見いだせないということが、その理由として考えられる。

- ・ 後見監督事件が、今後とも増加すると予想される理由は何か。
- ・ 後見等の開始事件については、定期的に、例えば1年に1回、被後見人の財産状況を把握するために、後見監督事件を立件することになる。そうすると、本人が能力を回復したり、死亡しない限り、その者に関する後見監督事件が繰り返し立件されることとなるため、後見監督事件は、毎年増え続けることになる。
- ・ 京都家裁では、後見事件を担当している家庭裁判所調査官は、何人いるのか。また、1人で何件くらい担当しているのか。
- ・ 家事事件を担当している家庭裁判所調査官は、大体14, 5人おり、後見等の開始事件は、1人が常時5, 6件は担当している。
- ・ 審理期間が長引くケースについて理由は何か。
- ・ 一般的には、非協力的な当事者がいて、審理に対する一部不満を持っている者に対する調査に時間がかかってしまうということが一番の理由である。

他には、親族以外の方を後見人に選任する際に、関係者になかなか納得してもらえないことも、原因として挙げられる。

鑑定についても、本人の居住地によっては、そこまで出向いて鑑定してもらえ
る者を見つけにくかったり、本人の状況によっては、鑑定に時間が掛かってしま
うケースもある。

- ・ 鑑定料について、主治医については5万円程度とのことだが、医師会などでもその金額で了解しているのか。
- ・ 鑑定費用については、当庁が開催している成年後見制度運営協議会等に、医師会の方からも御出席いただき、裁判所の方から、この制度をなるべく広く利用していただくためにも、鑑定費用は、できるだけ低廉価格で、特に、主治医については、5万円以内でお願いできないかと申し上げたところ、医師会から大まかなところでは御了解いただき、実際にも、主治医については5万円程度で概ね了承していただいている。
- ・ マンションなどでの高齢者のひとり暮らしが非常に多くなってきているが、高齢者で多少残存能力を持っていて、ひとりで住んでいるようなケースについて、財産管理をどうするのかについて具体的な問題が生じたため、周辺の人たちに、

この人は被後見人であるということを知らせた事例があるか。また、そのような場合の基本的な考え方についてお教え願いたい。

- ・ 平成12年に介護保険が創設された際に、社会福祉協議会に対し権利擁護事業が委託され、京都では、介護保険を利用している、日々の買物の勘定も分からないという方について、市の社会福祉協議会がサポートしていたが、最近、非常に件数が増えてきて、市の社会福祉協議会では対応しきれなくなり、6月1日から、区の社会福祉協議会に、その事業が移管されることになっている。

ところで、昨日、私の住んでいる町内で、成年後見制度を知っているかと尋ねたところ、全員知らなかった。

私の町内では、高齢者が非常に多く、その半分位が、介護保険を利用して、約10%の方が独居状態である。

社会福祉協議会を通じてヘルパーを利用されている方に対しては、同協議会からパンフレットを配布し、先ほど申し上げたような援助を受けられるということを知っているが、不動産売買の話などになると、社会福祉協議会では援助できないのが現状である。

ウ 委員からの基調発言

メインテーマに入るに当たって、消費者の相談窓口を担当されている委員から、高齢者や認知症患者をめぐっての契約上のトラブル、あるいは成年後見制度の現状について御発言願いたい。

- ・ 私は、八幡市で消費生活の現場で相談員をしているが、日々の相談において、高齢者のトラブル等が、年々かなり増えている。

八幡市は、人口約9万人であるが、相談件数は年々増加しており、中でも、60歳以上の高齢者の相談が全体の約2割を占めている。

今世間で問題になっている認知症の高齢者が狙われる被害が、当センターでも多々見受けられ、特に、訪問販売による契約については、同じ業者から勧誘されて次々に被害に遭われるケースだけでなく、別の業者から次々と狙われるケースもある。

狙われる原因は、判断力の低下とか、昼間一人で生活していたり、独居のため、直ぐに相談できなかつたり、世間に疎く、人を疑わないといったような要因が考えられる。おかしいと思ってセンターに相談が入ったときには、埼玉の富士見市

のケースのように、もうかなり時間が経ってしまっていて、被害回復が難しいケースも出てきている。

八十歳代の一人暮らしの女性が、点検に来た業者と300万円の内壁塗装工事を契約したというケースでは、2日後に近所に住んでいた家族が気付いて、すぐにクーリングオフ制度を利用したが、それから1週間ほどして、同じ業者がまたその女性のところへやってきて、今度は屋根の工事で70万円の契約をさせた。既に着工され、その工事中で家族に分かり、工事は中断させたが、工事代金は支払われてしまっていた。更に、その女性に対して、同じ業者が、300万円で住宅の補強工事の契約を締結して、この工事はまだ着工されていなかったが、代金の一部は既に支払われていた。このように、次々に同じ業者からの勧誘で契約をしているという被害が出ている。

本人にも会って話を聞いたが、判断能力が低下していて、契約状況も全く聴取できなかった。

また、訪問販売で床下換気扇の設置を契約したが、これを解約したいという相談を受けたケースでは、業者との交渉の際に現地を見に行ったが、他にも複数の訪問販売業者から、いろいろな物を次々と購入させられていたのに唖然とした。

このケースは、認知症ではない御夫婦であったが、是非必要だと不安をあおられて、怖くなって契約をしたというものであった。

被害は認知症の高齢者だけではなく、知的障害者や精神障害者にも及んでいる。国民生活センターのデータによると、知的障害者、精神障害者、認知症の高齢者の相談件数は、平成9年当時、男女合わせて2,082件であったものが、平成13年には5,336件と、約2.6倍にも増えており、この傾向は年々増えている。

これらの被害を救済するためには、成年後見制度の普及が是非とも必要であると思われるが、この制度が開始されて5年ほどになるが、あまり知られてないのが実情である。そこで、昨年、相談員数人で、成年後見制度に関して研究することになり、本年、冊子を作成した。

現在、各地の相談員等を通じてアンケートを実施し、その結果をとりまとめて、国民生活センターのフォーラムで発表できればと思っている。このアンケートは、相談員と一般消費者に対して同じ内容にしているが、相談員に対しては、成年後

見制度の周知がどこまでできているのか、この制度を利用しやすくするためには、費用の面やランニングコストの面からどのようなことが望まれるかというようなことも書き込んでもらうような形にしている。

(休憩)

エ 意見交換

- ・ 後見人が解任されることに関し、その実情及び解任した場合の事務の移行についての苦勞は何か。
- ・ 後見監督の結果、後見人に不正行為が見つかった場合、その不正について原状回復が困難であるとか、後見人本人に、不正行為をしたとの自覚がないなど、そのまま後見人をさせておくのが適当でないと判断された場合に、解任することになる。

ほとんどのケースは、後見人が被後見人の財産を使い込んだというものである。

その場合、まず後見人を解任し、新たな後見人を選任して財産の引き渡しを受けるという手順がとられるが、解任される後見人は、裁判所に対して協力的ではなく、家庭裁判所調査官からの調査の呼出し等にもなかなか応じず、財産内容についても明らかにしないという状況で、調査にはかなりの苦勞がある。

解任後、裁判所に対して苦情を言ってくるというケースもあるが、原状を回復してもらい、後任の後見人にも協力してもらって、できるだけ被後見人に対する損害が生じないように、裁判所としても努力している。

- ・ 後任の後見人は、どのような人を選任しているのか。
- ・ 事案の状況から、一般的には弁護士や司法書士を選任するケースが多く、前任の後見人に直接接触してもらい、その状況を逐次裁判所に報告していただいている。
- ・ 親族が後見人に選任された場合には、裁判所の方から後見人の任務について丁寧に説明するとか、必要なときは裁判所に問い合わせをするように指示しているのか。
- ・ 家事相談の段階から、申立てを考えている方に対して、被後見人の財産は被後見人自身の財産であって、相談に来られた方が使うための制度ではないということを説明している。ただ、やはり親族関係にある後見人と被後見人の場合、どうしても一緒に暮らしていて、頭では分かっているけど、いざ目の前にある被後見人

の財産を使わないと、自分の商売がたち行かなくなるという場合に、被後見人の財産に手を付けてしまうことがある。そこで、家庭裁判所としては、定期的に財産を厳しくチェックすることを主眼に後見監督をしている。

なお、後見監督人を選任した事例はないが、調査の段階で財産関係については、第三者の後見人に任せ方がよいのではないかとと思われるような事例については、身上監護と財産管理について権限を分掌した上で複数の後見人を選任するという手続をとっている。

- ・ 後見開始の調査において、最近、現場の家庭裁判所調査官が一番悩むのは、後見制度の内容について関係者に御理解いただくための説明に時間を要することである。例えば、家屋の一部を壊して建て直したいが、その家屋の名義人が認知症になっていて、その人では契約できないことから後見人を選任する必要がある場合、なぜそうする必要があるので、本人のための財産管理であるということを説明している。
- ・ 後見人によっては、将来相続で自分のものになるからいいのではないかという考えを持っている。そういう考えを有していると思われる方に対しては、丁寧に監督を行うべきである。
- ・ 後見人選任事件の大きな部分を占めるのは、例えば高齢者に預金があって、今までは子供が代わりに引き下ろしていたが、高齢者の方が認知症になり、その預金が引き下ろせなくなってきたことから、後見人を選任してもらいたいというケース、つまり、被後見人の家族がこれを使うことを前提にしているような場合がほとんどである。このような、家族の仲がよい場合でも、家庭裁判所は、後見事件として厳格に取り扱うべきなのかという思いがある。

また、不動産の本人名義をそのままにしておくと、本人が亡くなると多額の相続税が掛かるため、今の段階で少しずつでも相続人に贈与しておきたいというような場合、いずれ相続する財産を先にもらうのがなぜ悪いのかという考えになってくる。

- ・ 4親等内の親族がいる場合には、その方にまず後見人になってもらいたいということになると思われるが、4親等内の親族がいなかったり、あまり財産がないから後見人にはなりたくない拒否された場合には、福祉制度はあるだろうが、成年後見制度によっては結局保護されないことになるのか。

- ・ 後見人に選任された親族の内訳で見ると、平成16年度では、大体全体の66%くらいについて、親族が後見人に選任されており、その中で一番多いのは子供で、親族のほぼ半分近くを占めており、本人の兄弟姉妹が続いている。

弁護士や司法書士の方にお問い合わせするケースには、親族間に対立、紛争が含まれているものが多いのが実情である。

- ・ 家庭裁判所としては、申立てがあれば、後見を開始すべきかどうかの判断をすることになるが、裁判所の方から申立てを勧めることはできない。ただ、最近では、自治体から申し立てられるケースもある。
- ・ 成年後見制度は、本来、財産管理と身上監護の両面があって、法律的な制度としては、財産管理の面にウエイトがある。最近では、身上監護の面がクローズアップされているが、それは本来、福祉の問題である。

また、財産管理の面についても、親族外の第三者を後見人に選任すれば、多額の費用が掛かるという批判があるが、財産を適切に管理するためには、当然報酬が必要であるということが認識されなければならない。

- ・ 成年後見等が開始されていれば、クーリングオフの期間を過ぎていても契約を取り消せるが、問題は、後見等が開始されていないで、だまされたという場合である。そういう者を狙い撃ちしてくる業者の撃退は非常に難しいが、民生委員や社会福祉協議会、あるいは行政機関だけではなく、地域社会の力で被害を未然に防止する対策を執るべきである。
- ・ 後見等が開始していない者で、クーリングオフの期間を過ぎている場合でも、消費者契約法や民法上、そもそも意思無能力がなかったとか、独居老人であることにつけ込んで契約したというような状況は、公序良俗に反するなどの、あらゆる法的構成により、業者やクレジット会社と交渉する。しかし、既に支払った金員を取り戻すことは非常に困難である。

若者を対象とするデパート商法などの場合は、騙された状況などが明確に把握できるが、老人の場合は、契約締結の状況をきちんと説明できないケースが多いため、なかなか返還を求めることができない。周囲の人たちが、おかしいと気づいたら、早目に消費者センターに相談することが大切である。

- ・ 現状では、同じ業者が何回も認知症の独居老人への訪問を繰り返したというだけで罰することは難しいので、法的な手当が必要だと思われる。

- ・ 成年後見制度に対する一般的な理解は深まっていない。被後見人の対象となる人は、高齢者が増えているとのことであるが、この制度を、どのような者を対象にアピールしていくべきかを考慮する必要がある。
- ・ 高齢者が多いというのは、管理すべき対象財産の関係もあるのか。知的障害者については、その管理すべき財産が少ないから申立てがさほど多くないのか。また、施設からの集団的な申立ては増えているのか。
- ・ 知的障害者が施設に入る場合、今までは社会福祉の措置という形で処理されていたが、最近では、入所契約を取り交わす必要がある。この契約は、後見人等でもなくてもよいとのことであるが、施設の方としては、なるべく後見制度の中で対応してもらいたいとの希望を持っているようである。
- ・ 弁護士や司法書士が後見人になるのは、本人が特別養護老人ホームに入所しているケースが多く、身上監護の面は、施設の職員の方をお願いしている。しかし、そのような場合でも、本人のことを考えると、後見人としては、近所の方に面会をお願いするなど、周囲との関係についても配慮しなければならないのではないのか。

財産管理は、本来の仕事だからやりやすい。しかし、身上監護を中心に「本人にとって何が幸せなのか」ということを考えると、施設に収容されている人であっても悩むことは多いので、同居している家族の方は、日常的に悩んでおられると思う。でも、そのようなことを悩むのが、この制度の本筋だと思う。本人に対してできることを、本人の足りない能力を補いながら、一緒に考えていく制度ではないかと感じている。

- ・ 私は、後見人の職務を行う際に、これは自分の問題だと考えている。おそらく、我々の世代から、親と一緒に暮らして面倒を見るという思想はもう消えつつあり、私が70か80歳になったら、子どもは皆独立して、夫婦のどちらかが認知症になり、独りぼっちで死んでいくと思われる。そのような、今の時代の動きが、この制度を生んだのだと考えると、非常に気持ちが楽になる。

後見人という職務は金にはならないが、私は、いくら忙しくても、月に絶対2回は、被後見人に会いに行き、色々話をし、どのようにして爪を切っているのか、洗濯はどうしているのかといった様子を見ることにしている。

特別養護老人ホームの中には、放ったらかしの施設もあると聞くし、私の事務

所には、後見人を引き受けてもらえないケースや、目の手術をどうするかといった問題のある事案が寄せられている。

私は、本人の気持になり、例えば、散髪はできるだけしてあげてくださいとか、財産状況から、このようにしましよと、自分の親にもしないようなことを一所懸命やらせてもらっている。後見人の職務とは、このような作業を試行錯誤を繰り返して行っていくものであると考えている。

独居老人の救済について、市町村申立ての話があったが、親族関係の戸籍を入手したり、調整する必要があるということで、一時期止まっていたようである。現在は、社会福祉協議会が一所懸命に活動しておられるようであり、社会福祉協議会と市町村とのネットワークも徐々にできてきている。そのようなネットワーク作りをどのように進めていくかが重要になると思われる。

ところで、市町村長からの申立件数は把握しているか。

- ・ 市町村長からの申立は、年に数件程度である。市町村の福祉関係者とも話しているが、資料をそろえるのが大変であるとか、4親等内の親族に対してどこまで接触しなければならないのかという疑問を持っており、すぐにでも申立てをするという状況ではないと思われる。ただ、京都市では、社会福祉事務所に相談窓口を設けるなどして、前向きに取り組んでいるようである。
- ・ 家族というのは親密で仲がいいという夢があるが、現実には、最近高齢者虐待の問題などがあつたりして、必ずしも、家族が家族内の弱者を本当に守り切れるものかということについて疑問がある。むしろ、家族内で起こっている様々な問題が、家族というブラックボックスで隠されていて、外からは内情がなかなか見えないという状況になっている。

後見制度における本人の保護という目的は、非常に重要なものである。家族の中の見えない部分になってしまっている人たちの、権利を、いかにきちんと守れるかということは、非常に重要なことであると思われる。だから、この成年後見制度の理念である自己決定やノーマライゼーション、それに残存能力の活用ということ、今の日本の家族意識の中で、いかに生かして運用すべきかということが、非常に難しいことであると痛感している。

- ・ 成年後見制度は、救済できる人を救済する保険のようなものであればいいと思う。詐欺商法、家庭の崩壊、独居老人などの問題の全てを、成年後見制度で救済

することは到底できない。これは福祉の問題でもある。

成年後見制度と他の制度とを組み合わせると、少しでも救済できる人を救済していくしかないと思われる。

- ・ 悪徳商法で認知症の方々が被害に遭った場合には、刑事事件としての立証が難しいのではないか。
- ・ 被害者本人に被害に遭ったという自覚がないケースが多いが、金を取ってろくに何の役務も物も提供しないという場合は詐欺としての立件は可能だと思われる。しかし、普通の業者もいるわけだし、例えばお年寄りのところに3回通ったら詐欺になるという訳にはいかない。成年後見制度は、後から契約の効力をひっくり返すことができるという、非常に力を持った制度であるが、もちろん限界があり、また、具体的な運用で、本人や家族が望んでいることとは違う場面が出てくると思われる。やはり、福祉とセットで運用していく必要があると思われる。
- ・ 家庭裁判所は全事件について、本人が亡くなるまで後見監督しなければならない。家庭裁判所としてもがんばってはいるが、限られた人員で、どこまでできるのかということに悩んでいる。
- ・ 福祉とセットという言葉はそのとおりだと思う。成年後見制度だけではできないことを、別の社会福祉の制度でカバーするという、もう少し大きな枠組みの中で見ていかなければならないと思う。
- ・ 成年後見の見直しといった動きはあるか。成年後見制度は、財産の有無に関係なく、全ての人が安心して安全に暮らすことができるようにしていくための制度だと思う。後見人のなり手が少なかったり、手続が難しかったり、費用や経済性の問題など、どこかで行き詰まってしまっているようなケースが見られるが、そういうことの支援を行うシステムなどを考えていくような制度の見直しが行われる兆しがあるのか。

それから、後見人が複数選任される場合、家庭裁判所が、その役割分担を決めるのか。

- ・ 今のところ、制度改正の動きはない。

複数後見人が選任されている事例には、身上監護を担当する親族と、財産管理を担当する専門家といった形で、明確に事務分担が決められている場合と、親族の中で複数後見人を選任して、協力しながら後見事務を処理していくというよう

な事例もある。

- ・ 成年後見制度は財産管理を前提とするものであるため、財産がほとんどない人については、福祉の問題になるのではないか。
- ・ 現行の制度では、そのとおりであるが、消費者被害を見た場合、福祉の面も含めて、行政の支援システムが構築できないかと思われる。

ところで、以前に成年後見制度の利用支援事業というのがあると聞いたが、実際に機能しているのか。

- ・ 京都における市町村による申立件数については正確には把握していないが、全国的には、平成14年度は200件台だったのが、平成15年に入ってから400件くらいになっているようである。
- ・ 京都市の社会福祉協議会が行っている、契約や、財布の金額の運用、預金通帳を預かって施設費やヘルパーへの支払いを代わって行うといった支援が、ここ1年程度の間で、200件程度から約640件と、3倍以上に急増した。

最近も、実母と姑の両方と同居して面倒をみているが、両方とも認知症で、しかもその当人同士がもめているという知人からの相談を受けて、成年後見の申立をし、夫婦でそれぞれの親の後見人に選任してもらってはどうかと勧めたことがあるが、この制度を利用すべき事例が身近にあると改めて感じた。

例えば民生委員や社会福祉協会などを通じて裁判所の窓口に相談した場合に、裁判所として職権で立件するなど、何らかの対応をしてもらえるのか。先ほども話があったとおり、福祉との連携といったことをもっと真剣に考慮すべきである。

- ・ 残念ながら現在の法制度の下では、裁判所の職権で立件することは認められていない。また、近所の方々から裁判所に通報されても、それに基づいて立件することもできない。
- ・ 財産といえば、資産というイメージがあるが、後見制度上、いくら以上のことを言うのか。
- ・ せめて年金程度の収入があれば、財産があると言えるのではないか。

例えば、いわゆる知的障害者には、障害基礎年金が支給されるが、二、三歳ころからずっと施設に入院されている方などは、相当な金額が貯まっていることがある。そのような場合、今までは施設が全部預かっていて、何かの機会に、寄付などの名目で収容施設のものにすることもよくあった。親族にとっても、施設で

面倒をみてもらい、そのまま平穩に生涯を終えてくれれば年金は残らなくてもよいと考えているため、そのことをあまり問題にはせず、本人の財産が、本当の意味で守られているとは言えない実態がある。最近では、収容施設の中にも、契約に基づいて障害者を受け入れるべきであるという考えに基づいて、集団で後見制度を利用するという事例も増えている。

高齢者、精神障害者、知的障害者などの財産が、どれだけ適切に守られているかを本格的に検討すると、大きな社会問題になるのではないかと。

- ・ 市町村から申立をするについて、添付書類などを整えるのに手間が掛かるので大変だとの意見があるが、市町村も弁護士などの法律の専門家に頼めばよいのではないかと。そうすることで、市町村からの申立てが増えるのではないかと。
- ・ 市町村申立てに要する費用は、本人の財産から支払われるが、申立てに同意してくれる4親等内の親族を探すのに手間がかかる。
- ・ 最近、後見制度が社会的に浸透してきたが、自分の親についてこの制度を利用することについて抵抗のある人もおり、後見制度の利用を勧めたことがトラブルになるケースもあった。

日本では、遺言する人はまだ少なく、そのような状況で、任意後見契約の利用が増えるとは思えない。そこで、ある程度の財産を持っていることが前提になると思われるが、例えば70歳ぐらいになると、任意後見契約をするということが社会の慣行として定着すれば、後見制度はもっと充実するのではないかと。

- ・ 任意後見契約は、ある程度の財産を有することが前提になると思われるが、いわゆるホームロイヤーがいれば利用しやすい。

ところで、昔、禁治産宣告は、父母が特定の子供ばかりに財産を渡すのをストップさせるために利用されるということがあった。

成年後見制度になっても、選任された親族の後見人が、財産をほしいままに使うということで親族間にトラブルが生じることがある。そういうことを防ぐためにも、弁護士などの第三者を後見人に選任することが必要な場合も多いと思われる。

- ・ 紛争がある場合には、弁護士や司法書士などが後見人になると思われるが、本人が亡くなって成年後見事務が終了した後も親族間の紛争が終わらないケースがある。とりあえず、相続人が全員一致して銀行口座に預金して引き渡せばよい

が、合意すらまとまらない場合もある。

- ・ そのような場合には、遺産分割の申立てをさせて、相続財産管理人を選任して財産を引き渡すという方法がある。
- ・ 本日の議論で、成年後見制度にはいろいろな利用方法があると感じた。また、介護保険制度や障害者支援制度といったものとの連携について検討を深める必要があると感じた。
- ・ 確かに、社会保障制度と成年後見制度との接続部分が非常に分かりにくいので、その点について、もう少し整理してPRしてもらえれば、利用者にとって非常に理解しやすく、身近な制度になるのではないか。
- ・ 裁判所と弁護士会や司法書士会との協議会は、どの程度行われているのか。また、民生委員の研修などに裁判所の職員を講師として派遣するなどの機会があるのか。
- ・ 年に1回、当庁において、成年後見制度の関係機関に集まっていただき、お互いに議題を出し合って協議している。

関係機関とは、弁護士会、司法書士会のリーガルサポートセンター、社会福祉司の団体、京都府及び京都市の社会福祉関係の部局、それに鑑定の問題などもあることから、医師会からも来ていただくこともある。

- ・ 司法書士会では、成年後見制度が立ち上がる直前にリーガルサポートという社団法人を立ち上げて、ホームロイヤーというか、「町の法律家」として活動している。京都司法書士会には、440人のメンバーがいるが、その内の約100人が、このリーガルサポートに加入している。

また、年間で10数単位の成年後見に関する研修会を受けた者を登載した名簿を家庭裁判所に提出している。名簿に登載されているのは、恐らく30人程度である。

- ・ 弁護士会でも、高齢者・障害者支援センターを組織して、研修を実施し、保険にも加入しているかといったことを審査した上で裁判所に後見人等を推薦している。認知症等に関する相談を受けた場合、任意後見契約を結ぶか、弁護士会の高齢者・障害者支援センターの監督を受けながらサポートしていく方法のいずれかを依頼者に選択してもらうことにしている。

センターの監督を受ける場合には、裁判所と同じような形で、3カ月に1回ご

とに弁護士から報告書を提出させている。

- ・ 各委員の意見を総合すると、成年後見制度は、今後とも、周辺の様々な制度、あるいは関係機関等とも連携しながら運用していくべきであるということになる。その点については、家庭裁判所としても、本日の議論を踏まえて、各関係機関とも十分に協議した上で、さらに運用を充実させていきたい。

- ・ 次回期日

- ・ 次回の家裁委員会は、11月ころを目処に開催することで日程を調整する。

- ・ 閉会

- ・ 今回のメインテーマに取り上げた成年後見制度は、我が国の高齢化社会が急速に進んでいることから、利用者がますます増加していくことが予想される。

そこで、家庭裁判所としても、常に現状と問題点を把握し、さらに本日頂戴した意見も踏まえて、利用しやすいものとするための改善に務めたい。委員におかれては、今後とも引き続き、この委員会での討議を通じて、当裁判所の運営に御理解、御協力いただくようお願いする。